

□■受験対策ミニ講座 15 号 2020□■（養成所ニュースプラス第 21 号）

受験票はお手元に届きましたか？試験準備もいよいよ佳境ですね。ポケットには小さなサイズの受験対策本を入れて、ちょっとした時間を有効に使いましょう。そして何より大切な健康管理。できる限りのことを積み重ねて、試験に備えましょう。今回も引き続き「事例問題のタイプと解き方」がテーマですが、事例に留まらず視野を広げて学習し、実力を上げていってください。

■Plus Quiz . . . . .

【問題 15】事例を読んで、H 生活指導員（社会福祉士）によるこの時点での対応として、適切なものを 2 つ選びなさい。（31 回 97：相談援助の基盤と専門職）

（事例）H 生活指導員の担当している軽度の知的障害のある J さん（32 歳、女性）は、U 救護施設に入所している。J さんは家族との関係が良好ではなく、求職活動がうまくいかないなど嫌なことが重なり、何もする気にならないと意欲を失っている。

1. J さんの担当を熟練した他の生活指導員に交代するよう、施設長に依頼する。
2. J さんの今までの努力を認め、思いを聴き、今後の対応について一緒に考える。
3. J さんのニーズを包括的に検討するため、ケースカンファレンスの開催を求める。
4. 職員会議の場で、J さんの支援に関わる職員の選定を自分に任せてほしいと提案する。
5. J さんの身元引受人である家族に連絡を取り、今後の方針を委ねる。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column . . . . .

【過去問はキーワードの宝庫】

今回も「適切なものを 2 つ選びなさい」でした。実は「2 つ選べ」は、事例問題に比較的多いパターンであることも、知っておいてください。もちろん、そうでない問題もありますから、そこはくれぐれも慎重に。

選択肢 5 の「家族に方針を委ねる」は「自己決定」の原則から、適切ではないと判断できましたか？事例問題の選択肢のいくつかは、「バイステックの七原則」から見極める事ができます。1 個別化、2（クライアントの）意図的な感情表出、3（ワーカーの）統制された情緒的関与、4 受容、5 非審判的態度、6 自己決定、7 密保持…頻出項目でもある「バイステックの七原則」は、しっかり理解しておきましょう。

ところで、「救護施設」が生活保護法第 38 条に規定されている保護施設のひとつであることを知っていましたか？施設の詳細を知らなくても解ける問題ですが、このあたりのことは「社会福祉制度の原点」といえる部分です。問題としては難解でなくても、「やさしい問題だった」と素通りしてしまうのではなく、ひとつひとつの言葉をテキストや社会福祉用語辞典で確認する姿勢が肝心です。科目を横断し歴史も確認しながら、行ったり来たりを繰り返すことが、遠回りに見えて実は合格への近道なのです。

ちなみに、1929（昭和 4）年成立の救護法では「孤児院」や「養老院」を救護施設としていました。現在、これらの施設は児童福祉や高齢者福祉の分野に専門分化し、名称も根拠法も変更されていますが、そこに刻まれた救貧対策から始まる福祉の歴史は重要です。年表でも確認して知識をより確かなものとしましょう。

過去問はキーワードの宝庫です。科目の枠内で終わらせず、広く学んで実力 UP！ . . . 慌ただしい年末だからこそ、心を静めてじっくり学ぶことが、新年を迎える準備となります。

■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【Plus Quiz . . . . . 答えと解説】

生活保護法 38 条に規定されている保護施設は、救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿所提供施設の 5

つ。医療保護施設は第二種、それ以外は第一種社会福祉事業です。それぞれの施設がどんな役割をもっているのか、テキストの資料編や社会福祉小六法の「附録」の頁でも確認できます。

1. × 職員の育成のために、熟練職員によるスーパービジョンが必要ではないでしょうか。
2. ○
3. ○
4. × チームアプローチが原則であることから、「自分に任せてほしい」は疑問です。また話し合う場も職員会議ではなくケースカンファレンスがふさわしく、本人を含めたカンファレンスが必要と思われます。
5. × 「家族に今後の方針を委ねる」ことも、本人の自己決定を無視しています。家族との関係が良好であるか否かに関わらず、「家族に連絡をとる」際には、本人の同意を得る必要があると考えるべきでしょう。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus